

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

##### イ 追加する土地の区域

川越市大字福田字見入、川島町大字下伊草字下川袋及び大字伊草字下川袋町の各一部

##### ロ 削除する土地の区域 なし